



オフィス謝府礼

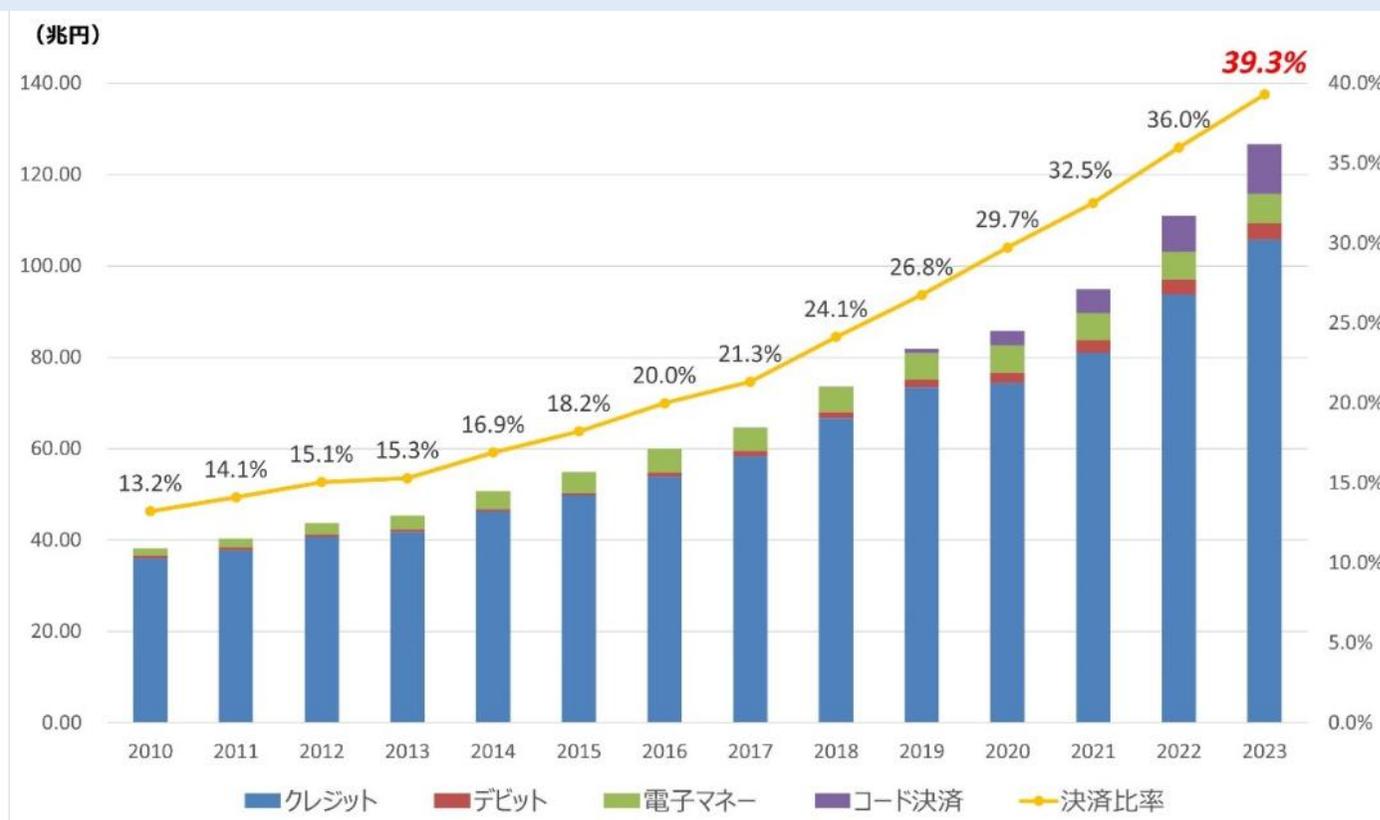
医療機関におけるキャッシュレス 決済の動向について

OFFICE SCHÄFFLE

公益財団法人 日本医業経営コンサルタント協会会員
認定登録医業経営コンサルタント 登録番号第8672号

全体論：キャッシュレス決済の動向

- ✓ 国はキャッシュレス決済比率を2025年までに4割程度にするという政府目標の達成に向け、本決済の推進に取り組んできました。
- ✓ クレジットカードだけでなく様々な電子マネーの普及に伴い、キャッシュレス決済の比率は2023年度には39.3%と、10年前の2013年に比べて156%増と大幅に増加してきました。



- ✓ 医療機関におけるキャッシュレス決済の導入は、他の業界に比べて必ずしも先進的なものではありませんでしたが、次のような行政相談なども契機として、課題はあるものの、その機運は高まりつつあります。

きっかけとなった行政相談の内容

私は最近、日常の買物の支払いを、現金やカードではなく、専ら電子マネーやスマートフォン決済（QRコード決済）で済ませている。病院でもこれらの支払いができるようになれば、とても便利になると思うので導入するよう検討してほしい。

背景・実情

- 国は、キャッシュレス・ポイント還元事業やマイナポイント事業等も含めキャッシュレス決済の普及に向けた取組を推進
- 我が国における現在のクレジットカード等のキャッシュレス決済は3割程度とされているが、近年は特に電子マネーやスマートフォン決済等（以下「電子マネー等」という。）の利用者が急速に拡大
- キャッシュレス決済を利用したいが利用できない場所として、「病院・診療所」を挙げる者が約3割と最多



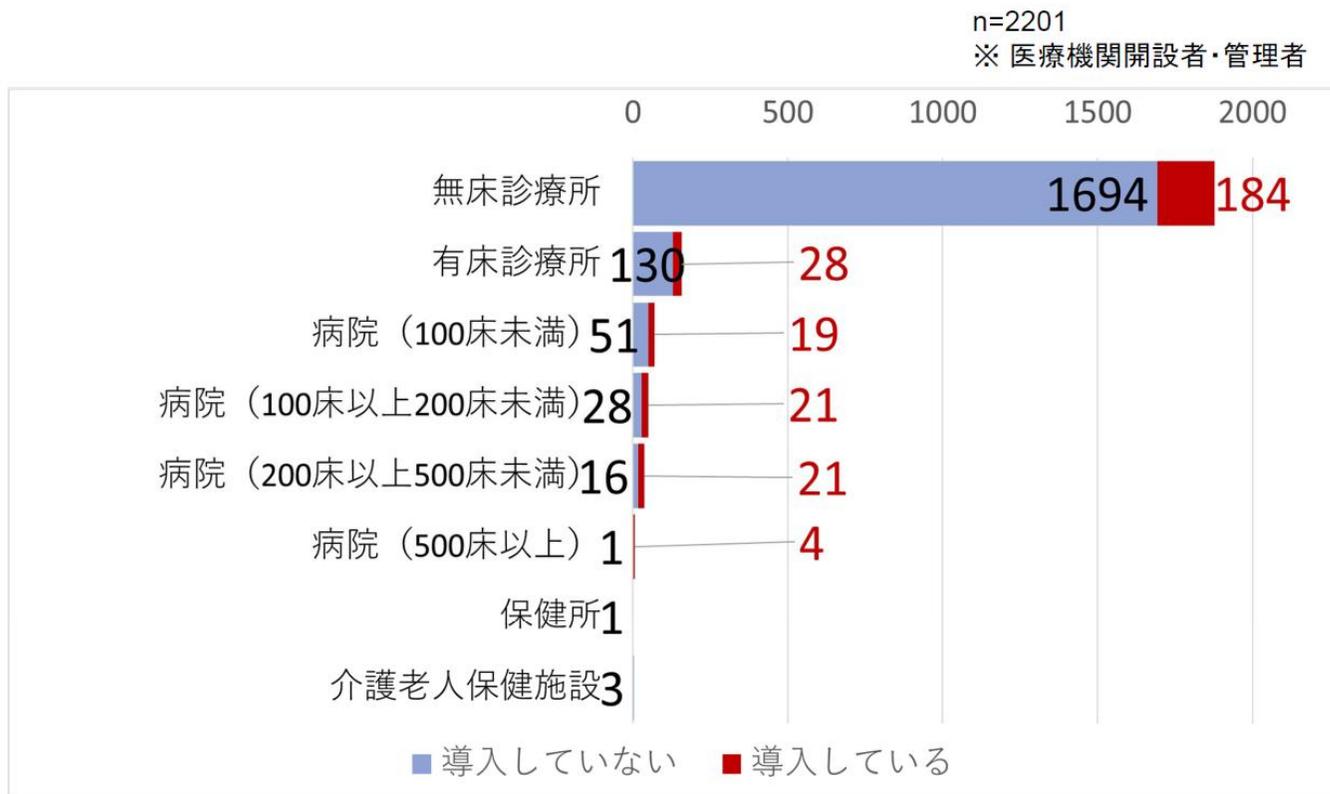
行政苦情救済推進会議では、医療費の未払い問題やキャッシュレス化を推進する国の動きもあり、将来的には電子マネー等も使えるようにする方向性であると思う、などの意見を表明。

医療機関におけるキャッシュレス決済の動向（1）



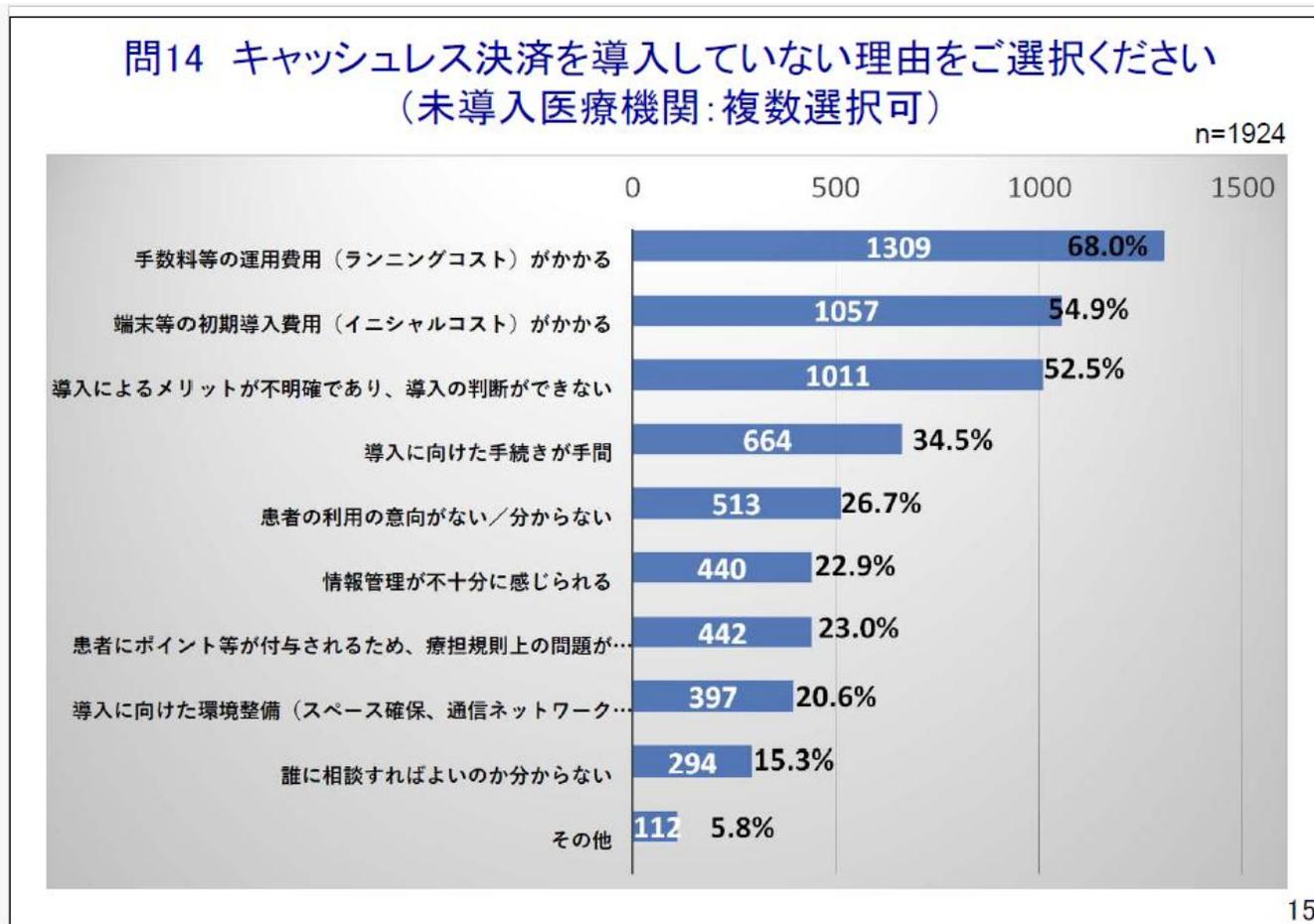
- ✓ キャッシュレス決済の導入は大・中規模病院では進んでいるものの、100床未満の小規模病院や無床診療所での導入は必ずしも高くありません。
- ✓ とくに無床診療所での比率は低く、9.8%程度にとどまっている現状があります。

問4. 医療機関別の導入状況



医療機関におけるキャッシュレス決済の動向（2）

- ✓ 小規模医療機関等でキャッシュレス決済の導入が進まない背景には、導入時の初期費用に加え、ランニングコストの発生を嫌気していることが多くの理由を占めているようです。

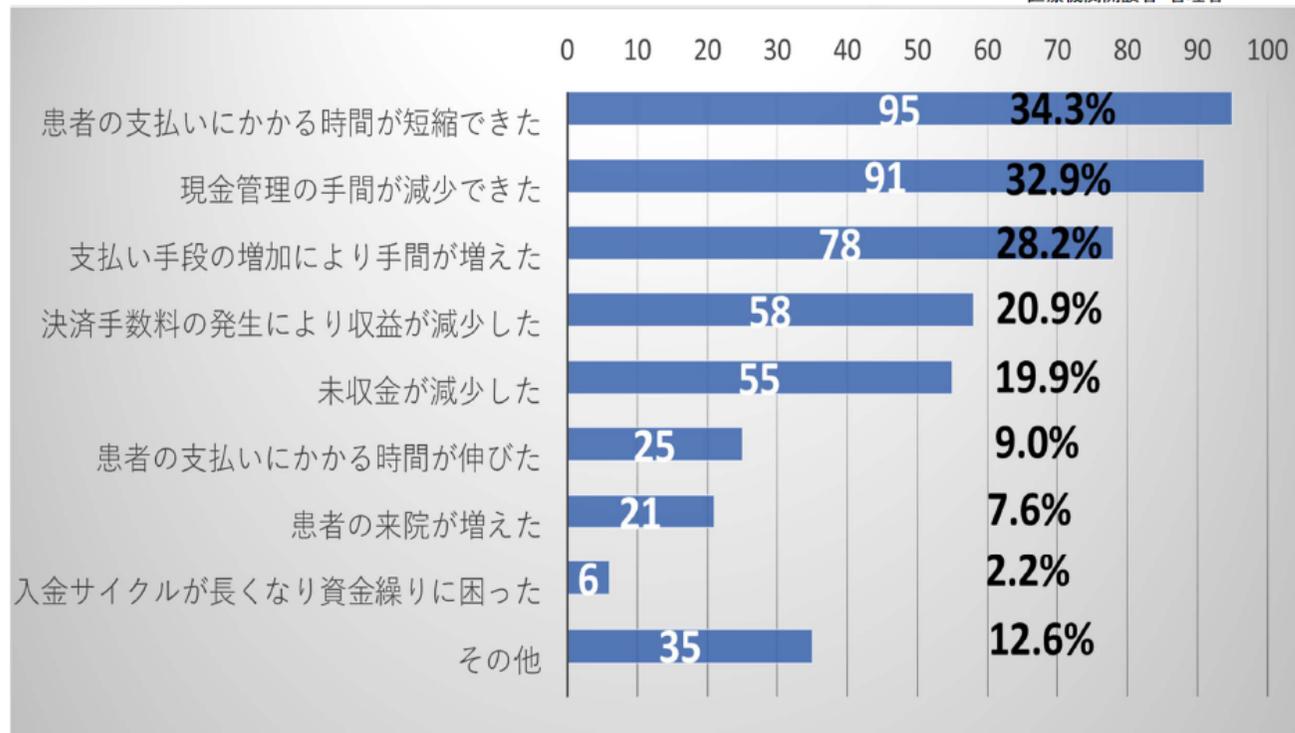


医療機関におけるキャッシュレス決済の動向（3）

- ✓ 一方でキャッシュレス決済を導入した医療機関が感じているメリットは、「患者の支払いにかかる時間の短縮」、「現金管理の手間の減少」など。一方、デメリットとしては「支払い手段の増加による手間の発生」、「決済手数料の発生による収益減少」などの理由が上位を占めています。

問10 キャッシュレス決済を導入した結果として、当てはまる項目 (複数選択可)

n=277
※ キャッシュレス決済を導入している
医療機関開設者・管理者

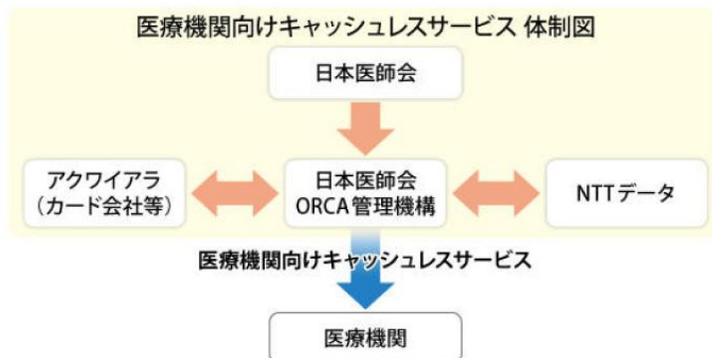


10

日本医師会の対応

- ✓ キャッシュレス決済の導入が進んでいる現状や先に挙げたアンケート結果による背景などを踏まえ、日本医師会でもキャッシュレス決済導入に向けた支援がはじまっています。

サービス提供 体制図



設置される機器



※電子マネー読取装置はオプションです

当該サービス概要

| 区分 | 日本医師会ORCA機構 |
|---------|---|
| 決裁手数料 | VISA、MasterCard 1.50% JCB、Amex、Diners、Discover 調整中（令和3年時点） 電子マネー（オプション） 2.53% |
| 利用料 | 基本サービスは無料 電子マネー読み取り装置のオプションは550円（税込）/月額 |
| 端末初期費用 | 無償（1台まで） |
| 振込手数料 | 220円（税込） 月1回、2回の振込時の負担 |
| 消耗品 | レシート用ロール紙無償提供 |
| ORコード決裁 | 総務省のJPQRを案内 |

医療機関でキャッシュレス決済が進んでこなかった本当の理由？



- ✓ 医療機関等でキャッシュレス決済が進んでこなかった背景には、平成29年に発出された厚労省保健局からの次のような事務連絡があったとによろと思われます。

事務連絡 平成29年1月25日

保険調剤等に係る一部負担金の支払いにおけるポイント付与に係る指導について

保険調剤等に係る一部負担金の支払いにおけるポイント付与については、保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和32年厚生省令第16号）第2条の3の2及び「保険医療機関及び保険医療担当規則及び保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（平成24年9月14日保医発0914第1号）において、**原則禁止とし**、（以下略）。

保険調剤等に係る一部負担金の支払いにおける**ポイント付与を原則禁止している趣旨**

- 保険調剤等においては、**調剤料や薬価が中央社会保険医療協議会における議論を経て公定**されており、これについて、ポイントのような付加価値を付与することは、**医療保険制度上、ふさわしくないこと**
- **患者が保険薬局等を選択するに当たっては**、保険薬局が懇切丁寧に保険調剤等を担当し、保険薬剤師が調剤、薬学的管理及び服薬指導の質を高めることが本旨であり、適切な健康保険事業の運営の観点から、**ポイントの提供等によるべきではないこと**

時代の流れに抗えない厚労省の妥協点

医療機関等における一部負担金のキャッシュレス支払いについて 事務連絡 令和5年9月29日

医療機関等における一部負担金のキャッシュレス支払いについて、今般、下記のとおり、周知いたしますので、その取扱いに遺漏のないようお願いいたします。

記

医療機関等における一部負担金の支払いにおいて、現金と同様の支払い機能を持つクレジットカードや、一定の汎用性のある電子マネー（※）による支払い（以下「キャッシュレス支払い」という。）を利用することは、患者の利便性向上、医療機関等における事務の効率化の観点から差し支えありません。

※ 交通系電子マネー等のタッチ式決済、QRコード決済・バーコード決済等をいいます。

（留意点）

1. **キャッシュレス支払いに生じるポイントの付与は、「保険医療機関及び保険医療担当規則及び保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（平成24年9月14日保医発0914第1号厚生労働省保険局医療課長通知）に示すとおり、あくまで当面やむを得ないものとして認めるものであることに留意願います。**
2. なお、保険調剤に係る一部負担金の支払いにおいて、キャッシュレス支払い又は他の支払い方法に併せて独自のポイントカード等を使用してポイントを付与することについては、「保険調剤等に係る一部負担金の支払いにおけるポイント付与に係る指導について」（平成29年1月25日付け厚生労働省保険局医療課事務連絡）でお示ししているとおりでありますが、医療機関における一部負担金においてもこれと同様の考え方が当てはまり、以下の①から③までのいずれかに該当する医療機関等については、口頭による指導を行い、その上で改善が認められない事例については、必要に応じ個別指導を行います。

- ① ポイントを用いて一部負担金を減額することを可能としているもの
- ② 一部負担金の1%を超えてポイントを付与しているもの
- ③ 一部負担金に対するポイントの付与について大々的に宣伝、広告を行っているもの
（具体的には、当該保険医療機関等の建物外に設置した看板、テレビコマーシャル等）

- 医療機関でもキャッシュレス決済の導入が進んでいる事実があります。
- キャッシュレス決済の導入には、患者の待ち時間減少、現金管理の手間削減という点にメリットがあります。
- 事務方としては、その場で会計業務の処理をしなくてもよいので、請求確認に多少の余裕ができます（決済処理までの間に行う必要があること、返金が発生した場合の処理方法の確認などについて考慮しておく必要があります）。
- 一方で手数料発生デメリットの事実も無視できません。

これらを踏まえると、次のような場合においてキャッシュレス決済を導入することが有益と考えます。

- ✓ 患者から待ち時間に関するクレームなどがある場合。
- ✓ 患者からクレジットカード決済等の要望がある場合。
- ✓ 未収入金、現金勘定が頻繁に合わない場合